

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 施設管理課(東部, 一ノ谷)

監査実施期日: 令和5年6月15日

監査結果報告: 令和5年6月26日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>4 契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 課内執行の修繕業務において、見積徴収依頼書における質問期限が見積提出期限の2日前、質問回答日が1日前となっている案件が複数あった。結果的に質問はなかったが、質問回答の内容が見積金額積算に影響を与える内容であることも考えられるため、質問回答日と見積提出期限は余裕を持った日程とするよう改められたい(R4・誘導灯修繕, 処理物振分コンベヤ修繕, 計量システムUPS バッテリー交換修繕ほか)。 誘導灯修繕(東部クリーンセンター)について、見積開封日から7日後に見積徴収報告と契約締結伺いを兼ねた起案を行い、決裁から11日後に請書の提出を受けていた。建設工事執行規則第27条第1項では、競争入札により落札決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、決定した日の翌日から起算して7日以内に契約を締結しなければならないと規定されている。本件は、建設工事執行規則第27条第2項の規定を適用し、契約書の作成に代えて請書の徴収としていたが、見積決定日の翌日から11日後に請書が提出されているため、提出期間については契約書と同様の取扱いとして適正に事務処理されたい。 <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員へ周知し、以後適正に執行します。 速やかに事務処理するよう職員に周知しました。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。